

申告相談のお知らせ

●問い合わせ

平田村役場 税務課課係 ☎55-3113
 平田村役場 別棟会議室 ☎55-2859
 (申告相談期間中のみ)

令和5年分申告相談受付を、令和6年2月16日から3月15日まで行います。

申告に必要な書類や証明書、領収書等の早めの取りまとめをお願いします。

申告に持参するもの

①マイナンバー制度に伴う本人確認書類

次のⅠかⅡのどちらかを持参してください。

Ⅰ マイナンバーカード（顔写真のあるもの）

Ⅱ A+B

A 通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写し

+

B 次のいずれかひとつ

運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード

②申告相談通知書 ※

前回の申告で、営業・農業・不動産・雑収入・配当金・一時金の所得があった方（青色申告者は除く）に役場から送付します。送付された方は、持参してください。

③確定申告のお知らせ（ハガキ）

税務署から送付された方は、持参してください。

④利用者識別番号等通知書

利用者識別番号等通知書をお持ちの方は持参してください。

記載していない場合には必要経費として認められません。

⑫免税所得（免税牛）の売却証明書

農業を申告する方名義の売却証明書が対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した時は必ず持参してください。申告書に原本添付となります。

⑬営業所得の収支内訳書

所得計算に必要な帳簿書類（現金出納簿、仕入台帳、貸金台帳、領収書等）及び収支内訳書を持参してください。

⑭金融機関の通帳等

所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要です。

⑮住宅借入金特別控除を受ける場合の書類

住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを新築や購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。

・請負契約書、売買契約書等の写し

・家屋、敷地の登記簿謄本

・住民票抄本

・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

・源泉徴収票（給与所得等のある方）

・還付金の振込先の口座番号（申告者本人名義）

⑯その他

令和5年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取申出書、買取証明書等

令和5年中に保険金（死亡・満期）を受け取った保険金支払明細書

※申告相談通知書の発送は今回をもって終了します。次年度以降も忘れずに申告をお願いします。

申告が必要かどうか確認したい場合は役場税務課までご連絡ください。

令和5年分 申告相談日程表

- 相談期間 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)
- 受付時間 午前9時00分～11時30分／午後1時00分～4時00分
2月28日(水)及び3月13日(水)は、受付時間を午後7時まで延長します。
- 会場 平田村役場 別棟会議室 (旧永田小学校体育館内)

月日	曜日	指定行政区
2月16日	金	小平
19日	月	西山一
20日	火	西山二
21日	水	東山
22日	木	上北方
26日	月	下北方
27日	火	駒形

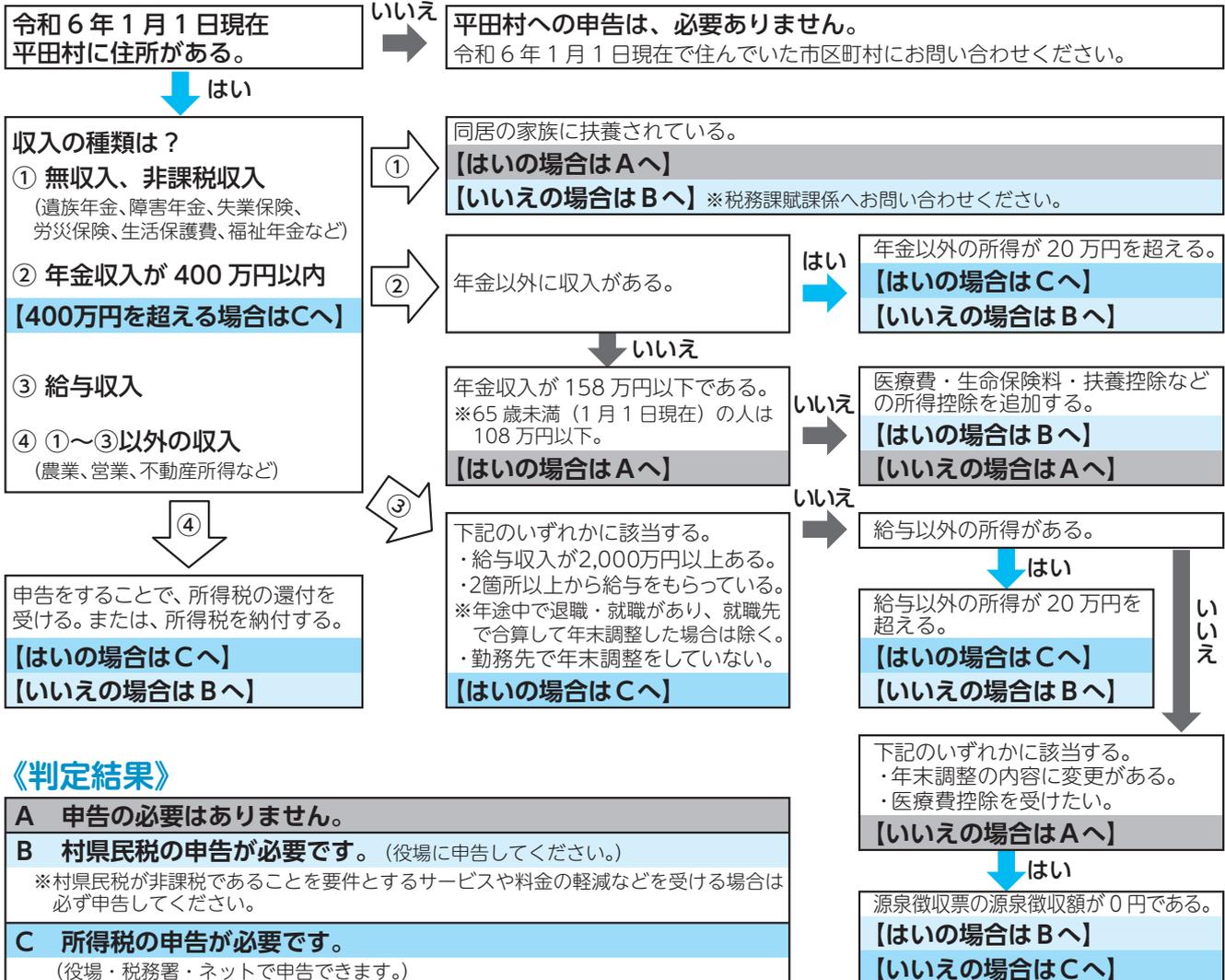
月日	曜日	指定行政区
2月28日	水	中倉一
29日	木	中倉二
3月1日	金	永田
4日	月	小松原
5日	火	下蓬田
6日	水	打違内
7日	木	乙空釜

月日	曜日	指定行政区
3月8日	金	上蓬田
11日	月	蓬田新田
12日	火	九生滝
13日	水	鴛子
14日	木	指定なし
15日	金	指定なし

※行政区により指定日を設けていますが、都合が悪い場合は、別の日においてください。
 ※前回の申告で営業・農業・不動産・配当金・一時金の所得があった方(青色申告者は除く)に、役場から申告相談通知書を送付します。
 ※給与所得等の方で年末調整が済んでいない場合は、申告相談においてください。
 ※年金収入のみの方で諸控除のある場合は、申告相談においてください。
 ※マイナンバー制度の導入に伴い、申告書に個人番号(マイナンバー)の記載と申告者の本人確認書類が必要となります。

申告が必要かどうかのフローチャート

《スタート》



※農業・営業・不動産所得がある人や医療控除を受けている人は、必ず支出内訳書や医療費控除の明細書(病院、薬局ごと)を作成してきてください。